

議長（福田会長）

会議資料 61 ページの協議第 8 号「地域自治制度について」は、現在の小委員会の審議状況を事務局から説明させ、委員の皆様からご意見をちょうだいしたいと思います。それでは説明を求めます。

事務局（渡辺行政経営課長）

協議第 8 号「地域自治制度について」ご説明いたします。本日も協議いただく案件は、第 1 点が「地域行政機関の組織機構について」と、第 2 点が「地域行政機関の名称の再検討結果について」であります。

62 ページをお開きいただきたいと思います。まず第 1 点目の、地域行政機関の組織機構につきましてご説明いたします。

1. 地域行政機関の執行体制について。この部分につきましては、今年 5 月の第 4 回宇都宮地域合併協議会で協議して了承を得られた事項でございます。

(1) 基本的な位置付けとしては、地方自治法に基づく「支所」として設置いたします。

(2) 地域行政機関の体制及び機能ですが、アの体制を構築するに当たっての基本的な考え方としては、地域自治制度が推進できる体制、住民が利用しやすく分かりやすい体制、簡素で効率的な体制を目指してまいります。

イの個別の機能につきましては、地域づくりに係る立案、調整機能、各事業分野における機能、基本的な事務の執行・管理機能でございます。

ウの内部体制を検討する際の事務のグループ化については、関連性のある事務事業をグループ化し、執行に関する全庁的な一体性を確保するため、本庁の組織体制を参考として内部体制を機能分化するものでございます。

(3) 地域行政機関の内部体制ですが、本庁の部長に準ずる長を置く。内部組織として課を置く。各機関の機能及び体制は基本的な枠組みとして統一的なものとし、各町ごとに適正な体制と規模を検討いたします。

63 ページの 2. 地域行政機関の組織機構について。ここからが本日新たにご提案申し上げるところでございます。

(1) 基本的な考え方ですが、各地域の特性や独自性を考慮しつつ、全市統括機関との一体性及び地域行政機関間の統一性を確保いたします。住民サービスの向上や組織の効率化など合併による効果を最大限に引き出していきます。

(2) 地域行政機関内の組織機構の概要ですが、機構図につきましては後ほど説明いたします。地域行政機関が行う事務事業は前回の合併協議会でお示ししましたが、それらを大きく 4 つの部門に分けたところでございます。

1 つ目は地域経営担当部門で、地域における施策・事業の企画立案ということで、地域づくりの計画策定を担います。また地域行政機関における総務全般ということで庶務、庁舎管理のほか、防災行政無線の管理等を担います。また、地域自治協議会の事務局機

能等ということで、地域自治協議会への支援を行います。

2つ目は地域コミュニティ担当部門で、住民自治の拡充や地域住民との協働に基づく地域での各種事業ということで、自治会育成や地域防犯活動などを行います。また、日常生活に密接に関連した地域内の環境問題として、例えばリサイクル推進の事務事業などを行います。また、地域における生涯学習・スポーツ事業ということで、生涯学習の場の提供やスポーツ教室、各種スポーツ大会の開催を担当いたします。また、地域における青少年の健全育成に係る業務ということで、青少年育成や男女共同参画のための意識啓発、団体活動の支援を行います。

3つ目は市民サービス担当部門ですが、申請受付や諸証明発行など各種窓口業務、さらには税務関係業務ということで、住民税の申告の受付や税証明の発行を行います。福祉に関する総合相談、生活保護の相談・申請受付事務等も行います。また、高齢者や障害者及び児童を対象とした保健福祉サービス全般を行います。また、地域の健康活動の推進や安全な生活のための保健衛生等の各種事業ということで、犬の登録・鑑札等の事務を行います。

4つ目は産業建設担当部門ですが、地域産業の振興ということで、商業や基幹産業である農業の各種事業を展開いたします。また、地域内の7メートル未満の生活道路や近隣公園・街区公園の整備を実施いたします。また、都市計画関連資料ということで、地価公示台帳の閲覧等を担当いたします。

64 ページですが、地域行政機関の設置に伴う本庁における対応といたしまして、3 . 地域行政機関を一括して所管する組織の設置についてであります。

本庁との一体性や、地域行政機関相互の統一性の確保のために、全市統括機関の中に地域行政機関を一括して所管し、都市内分権や市民協働によるまちづくりを総合的に推進するために、新たな組織を一定期間設置いたします。これにつきましては、下の にございますように、自治体の組織は、地域ごとではなく行政分野ごとに体系化され、編成されておりますので、全庁的及び各地域行政機関相互の調整が非常に複雑化、煩雑化し、混乱を招くおそれがあるということで、新たな部門が地域行政機関との窓口となつて、横断的な調整を図ってまいります。

65 ページは全体の組織機構図でございます。左側が本庁部門の組織、右側の網かけの部分地域行政機関でございます。市長の指揮監督のもと、地域担当助役を特別職として配置し、その下に一般職として部長に準ずる支所長がおります。その下に4つの部門がございます。支所長が地域自治振興部門と結びついておりますが、ここがほかの11部署と総合的・横断的な調整を行います。

次に66 ページにまいりまして、地域行政機関の名称の再検討結果についてご協議いたします。

前回の合併協議会の中で「地域自治センター」ということをご提案申し上げましたが、ご意見がございまして、住民とともに生き、生活の道具として使いこなしていただける

ような名称を再検討してもらえないか、公募してはどうか、あるいはもっと親しめて自分たちの生活にかかわる場所としてふさわしい名称ができないものか、あるいは地域自治センターはいいけれども愛称を公募で定めてはどうかというご意見をいただいたところでございます。

これを受けて、会長から、地域自治制度小委員会で再検討するよう指示を受けたところでございまして、小委員会で再度、検討いたしました。

その結果、ここに書いてありますように、「地域自治センター」を再度提案したいと思っております。

その理由といたしまして、1つ目は、地域自治制度の理念を継承していくためにも、地域行政機関に「地域自治」の名称を付して、地域自治の発信の場としての位置付けが望ましいと考えられます。むしろ今後、この名称とともに自治意識を定着していくことが大切であると考えます。

また、愛称につきましては、特定目的を持った施設ということで、男女共同参画センターや生涯学習センター、NPOセンターなど愛称を持った施設がございしますが、総合的な行政機関である支所等に愛称を定めることは、現時点におきましては馴染まないと考えられます。

なお、宇都宮市におきましては、地区行政を展開する場として地区市民センターがございしますが、現在は市民の間に定着しまして、通称「市民センター」と呼ばれております。恐らくこの地域自治センターも、「自治センター」として定着するのではないかと考えられます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（福田会長）

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問をお願いいたします。

支所の名称につきましても、再提案となっております。沼田先生から何かございせんか。

沼田委員（共通委員）

前回こういう発言をした責任を感じていますが、結果として同じものを小委員会として提案するというので、時間を使っただけで同じことではないかと一見見られがちですが、ただ、名前をもう一遍考え直したことは意味があったと私は思っております。

この間いろいろと考え、小委員会でも考えていただいたのですが、名前というものは最初から馴染むものではないということも分かりました。使っていくうちに違う格好で定着していくもので、それは恐らく、私たちの合併協議会の今の認識を超えるところで人々が馴染んで定着していくだろうと思ったのが1つです。そこでああそうかなと気が

ついて、当面これでいくと。「地域自治センター」というのは、ある意味ではこれ自体が愛称というか通称で、本名は地方自治法上の「支所」ということで、本名が既にあるわけです。条例上の屋号というか通称として「地域自治センター」があると理解した方が正確だと思います。そういう意味では、生活の場でこれに馴染んでやっていただくには本当はもっと時間が必要で、今考えて何か思いつくということではないと思いました。

そういう意味で、前言を翻すようですが、私はこの再提案に賛成でございます。以上です。

議長（福田会長）

ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、無いようでございますので、小委員会の委員の皆様方には、引き続きご審議をお願いしたいと思います。